

最高裁判所民事判例研究

東京大学判例研究会

民集六四卷七号

二六 被相続人の所得税の過納金還付請求権は相続税の課税財産となるとした事例……………浅妻章如 二五三

法学協会雑誌(第一三〇号) 内容

論 説

抵当権者の「追及権」について

— 抵当権実行制度の再定位のために(七) —

東北大学准教授 阿部裕介

フランス法における返還請求の諸法理(一〇・完)

— 原状回復と不当利得 —

東京大学准教授 齋藤哲志

特許発明の保護範囲の画定と出願経過(七)

名古屋大学准教授 西井志織

最高裁判所民事判例研究(民集六五卷三号)

東京大学判例研究会

法学協会雑誌(第一三二卷) 予告

論 説

遺言における受遺者の処分権の制限

— 相続の秩序と物権の理念(一) —

東北大学准教授 石綿はる美

高齢期の所得保障

— ブラジルとチリの法制度を端緒とする基礎的考察(四) —

信州大学准教授 島村暁代

緊急避難論の再検討(二)

東北大学准教授 遠藤聡太

判例研究

最高裁判所民事判例研究(民集六五卷七号)

東京大学判例研究会

論 説

北ドイツ連邦成立過程の法的構成

— ザイデル、ヘーネル、ラーバント、ギールケ

序

一 本稿の課題

二 北ドイツ連邦建設の経緯

三 各論者の法的構成の骨子

第一章 ザイデルの北ドイツ連邦成立過程の法的構成

一 条約と法律

二 支邦国の地位

三 法人構成批判

第二章 ヘーネルの構成とザイデルおよびラーバントの批判

一 支邦国議会の協賛の意義

二 支邦国立法権の守備範囲

三 連邦建設の本体的行為

四 ラーバントの批判

五 ヘーネルの法人設立理論

第三章 ラーバントの北ドイツ連邦成立過程の法的構成

一 ラーバントの構成

二 ザイデルのラーバント批判

三 ラーバントの法人理論

四 ヘーネルのラーバント法人理論批判

第四章 ギールケのラーバント批判

一 ギールケの北ドイツ連邦成立過程の法的構成

二 ギールケの批判に対するラーバントの対応

結

海老原明夫